

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
令和6年度第11回理事会議事録

- 日 時：令和6年12月12日(木) 13:00—17:15
○場 所：JSOSビル3F会議室4 及び Zoom
○出席者：蛭田会長、古賀・吉田各副会長、小野寺専務理事、赤尾事務局長、野村・町田各常務理事、小田部・佐藤・島田・中島・中橋・西谷・畑中・濱田・樋口・前田・望月・安井各理事 以上19名
佐久間監事、古屋監事 以上2名
○欠 席：小高・栗田・杉本・平田各理事 以上4名

1. 開 会

2. 蛭田会長からの挨拶

理事の皆様、本日は理事会にご参加いただきありがとうございます。
今月は、役員選考規程の見直し、来期の予算策定の時期となりました。
よろしく申し上げます。

3. 会議成立状況報告

理事数 開始時23名中19名出席(定款第33条、定足数=12名(1/2超))
監事数 2名出席

4. 議長選出

蛭田会長が議長を務める。(定款第32条)

5. 議事録署名人

会長及び監事(定款第34条)

6. 議 題 (注. 審議順に記載)

議案第1号 議事録の承認について(前回第10回の議事録について)

11月中に回覧、確認され承認済

議案第2号 役員選考規程改定案について

古賀副会長が、配布資料を基に説明した。

ブロック別代表の理事を推薦できるが、できないところもあるので、
”推薦する“ではなく、”推薦できる“に変更してはどうかという意見が出た。
この文面に変更したうえで、当改定案について、採決を取り以下のように承認された。

反対 0名、 棄権 0名、 賛成 19名

議案第3号 2022年度決算における理事の責任、決議・宣言文について

望月理事が、配布済資料を基に説明した。さらに、理事会として決議文をまとめるのか、対外的な宣言文とするのかを協議し、以下のような内容となった。

1. JMSCA 正会員を想定した決議文とする。
2. 文章内容については、先月、当初の文書を作成した人と、個別に協議確認したうえで、素案を確定し、後日、メールで、理事に送付し、承認をとる。
3. 当内容については、理事会議事録、報告として添付する。

以上の対応について採決をとり、次のように承認された。

反対 0名、 棄権 0名、 賛成 19名

議案第4号 全国理事長会議について

小野寺専務理事が、配布資料をもとに、以下の説明をした。

2025年2月9日(日)を予定していたが、JSOSビルでは全部屋予約不可となっている。その中で以下の2つの選択肢がある。

- a. 2月8日(土) JSOSに変更する。
毎年前日に行っている普及委員会情報交換会を金曜日にするか、日曜日にするか。
- b. 2月9日(日) 青年館とする。
ただし、JSOSで実施するより、4-50,000円高くなる。

上記選択肢について、以下の意見が出された。

- a. の場合のデメリット
普及委員会をいつやるか。前年度の会議内容を見ると開催の意義を含めやる必要性の有無と、行う場合には、前日、後日のどちらが良いかの検討が必要。
- b. の場合のデメリット
賃料増+弁当を用意すると高くなる。弁当を自腹とするか、希望者に有償で提供するという方法もある。
その後、どちらで行うか採決をとった。

2/8に開催 反対 0名、 棄権 0名、 賛成 17名

2/9に開催 反対 0名、 棄権 0名、 賛成 0名

2/8 が賛成 17 名で、2/9 を選択する人が 0 名なため、
2/8 に実施することとし、12/13 にその旨の開催通知を
岳連に配布することになった。

(1 2 月 1 3 日に、2 月 9 日の予約が可能になったため、当初予定の
2 月 9 日開催で、全国に通知した。)

また、議事について、以下の項目の追加要請があった。

* 財政再建計画・現状報告について

* 2022 年度赤字における理事の責任決議について

* 役員選考規程改定について

* 次年度の事業予定（案）について

出せるものだけでよく、未定の部分は X X 月頃でかまわない。

* その他（共済会、月報等）

議案第 5 号 協会表彰規程に基づく表彰候補者の推薦について

小野寺専務理事が、配布書類を基に現状の候補者を説明した。

* 岳連推薦者 5 名

* S C 表彰者 1 6 名

* 指導委員会 2 名

合計 2 3 名

上記対象者について採決を取り、以下のように異議なく承認された。

反対 0 名 棄権 0 名 賛成 1 9 名

議案第 6 号 一理事と事務局との業務委託について

赤尾事務局長が、配布資料を基にして、事務局員の残業過多と、今後の
事務処理増対応のために〇理事が、事務局業務を行うことに伴う業務委託
契約（案）を説明した。

採決を取り、以下のように異議なく承認された。

反対 0 名 棄権 0 名 賛成 1 9 名

議案第 7 号 事務局 JSOS 内移転契約について

赤尾事務局長が、配布資料を基に、財政再建策の一環として、現行の807から905の部屋へ移動することにより年間1,425,600円の固定費削減となるが、その移転のために2,047,000円かかることを説明した。

また、当該費用は、補正予算のうち、会議費（別途行う予定だったオリンピック報告会）と、雑費で賄うため、追加予算なしで対応することを説明した。

当提案について採決を取り、以下のように異議なく承認された。

反対 0名 棄権 0名 賛成 19名

議案第8号 登山月報発行改善について

赤尾事務局長が、アンケートの結果と、今後の対応案を説明した。

アンケートの結果として回答のあった38県中、27県（約75%）が、PDF化されるならば、配布を廃止してもよいが、HPに掲載したタイミングで、その旨の連絡メールが欲しいと要望があった。

また、配布を約束している人もいるし、現行の紙のメリットもある。中身の記事についても意見があり、更なる検討が必要という意見があった。また、改善案として以下の2点を行うことが説明された。

1. 岳連からいただいた返信に基づいて、不要の分の配布をやめる

2月配布分から 約1750部減

2. 上記以外の配布先にPDF化をアナウンスし、配布をやめる旨を伝える。引き続き配布継続の希望があるところは、”配布申込書”提出してもらおう。

JMSCAの都合で、配布しているところは、配布継続として、”配布申込書”を添付しない。 約250から500部減

その後、完全PDF化や、配布希望者への有料配布等の意見がでたが、来年の1月の理事会で最終改善策を提案することになり、今後、前田理事が中心になって提案を作ることになった。

議案第9号 SC 来年度日本代表選手選考基準について

安井理事が、配布資料を基に説明し、以下のように異議なく承認された。

反対 0名 棄権 0名 賛成 19名

7. 報告

報告第1号 月次報告、キャッシュフロー

赤尾事務局長が、予算管理表と、キャッシュフロー表を画面から説明した。

11月の末時点で、補正予算に対して、59%の執行率であること、現状の補正予算・執行伺いの数値で推移した場合には、3月にキャッシュが足りないことが予想されること、SC競技の業者への支払いの一部延期と、協賛金の4月入金により、ぎりぎり資金ショートが回避される予想であることが説明された。

報告第3号 JOC 認定強化センター3拠点の次年度推薦について

現在、盛岡、西条、倉吉の3拠点が対象となっているが、今までの使用実績と、他の県（佐賀等）からも、推薦希望が来ているので、それらを加味してどこを推薦対象とするか次回決定する必要がある。

報告第4号 新春懇談会について

1月11日（土）実施で、関係者に案内を配布済。12月23日（月）までに出欠回答を依頼している。

報告第5号 内閣府からの質問事項について

小野寺専務理事、町田SC部長、百瀬競技委員長で対応することになった。

報告第6号 THE 1-GIVE IT EVERYTHING - Vol. 3B-PUMP 公認大会承認について

報告第7号 山岳コーチの承認について

配布資料の方々が、常務理事会で承認された。

報告第8号 今後のスケジュールについて

8. その他

1. 議案第3号の決議文は、添付のとおり

令和6年12月12日

記録 赤尾 浩一

議事録署名人

会 長 _____

監 事 _____

監 事 _____

以 上

JMSCA 赤字決算発生に伴う役員の実任と今後の対立に関する決議

2022 年度及び 2023 年度決算において多額の赤字を発生させたことについて、その責任の所在は、直接的に又は間接的にその業務を担っていた者ばかりではなく、業務執行を決定し理事の職務を監督することを忘れた理事会に在ることを強く認識する。

また、今後このようなことが二度と生じないよう本協会の組織と運営管理の在り方について、次の事項を改めて確認し、実行する。

1. 理事会は、すべての理事によって構成し、

- ①JMSCA の業務執行を決定
- ②理事の職務の執行を監督
- ③会長、副会長、専務理事及び常務理事を選定及び解職

することの権限を有している。

よって、理事は、意思決定を行う責任は重大であることを自覚し、理事会にあつては、十分に審議の上、自らの責任によって判断し決議に臨む。

2. 理事は、JMSCA すなわち会員等から運営管理を委任されおり、その委任の主旨により善管注意義務を負い、また忠実義務も負っている。つまり、JMSCA の利益のために合理的に対応することが求められており、これに反する業務執行を決定した場合には、理事は JMSCA に対し賠償責任を負っていることを自覚し、職務に誠心誠意邁進する。

3. 特に重要な業務執行の決定は理事会の専権事項であるので、登山部門、スポーツクライミング部門、山岳スキー部門及びその他の所管事項において、予算の多少にかかわらず業務執行を決定する際に、理事は、詳細な情報収集に努め最善の意思決定を行い、適時的確に情報を開示する。

4. これらを受け事業実施において、理事会及び理事は、

- ①事業内容を精査し、取捨選択し、目的に合った最適な事業を行うことを決定する。
- ②厳密な予算立案、適正な事業実施、事業終了後 1～2 か月での決算など、委員会等による予算執行状況を理事会は掌握し、厳格な予実管理を行う。
- ③理事会において決定した業務執行と実施事業に整合性があるかを判断することで、代表理事をはじめ業務執行理事の職務の執行を監督する。

以上について、認識し、実行し、また理事一同が一致協力し、JMSCA の更なる発展のため、これまで以上に精励していくことをここに決議する。

令和 6 年 12 月 12 日

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 理事会